

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	2-110
処分の種類	許可取消、措置命令等、公園予定地における準用			
根拠法令条例等・条項	都市公園法第27条第1項、第33条第4項、長野県都市公園条例第18条第1項			
処分の概要	法令違反者等に対する都市公園の規定に基づく許可取消、効力停止、条件変更、行為中止、工作物等の改築・移転・除却、損害予防、原状回復等の命令 (行為許可に係るもの以外について、公園予定地にも準用)			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>○ 都市公園法第27条第1項 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設(以下この条において「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却、当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること、若しくは都市公園を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>一 この法律(前条を除く。以下この号において同じ。)若しくはこの法律に基づく政令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反している者</p> <p>二 この法律の規定による許可に付した条件に違反している者</p> <p>三 偽りその他不正な手段によりこの法律の規定による許可を受けた者</p> <p>○ 長野県都市公園条例第18条第1項 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第9条第1項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止若しくは都市公園を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) 第8条又は第9条第1項の規定に違反している者</p> <p>(2) 第9条第1項の許可に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により第9条第1項の許可を受けた者</p> <p>(条例第8条:禁止行為 → 都市公園の損傷・汚損、竹木伐採、植物採取、土石等堆積、土地形質変更、鳥獣類捕獲・殺傷、指定場所以外でのたき火、立入禁止区域内への立入、車両乗入・駐車、広告物表示・掲出、危険・迷惑行為等)</p> <p>(条例第9条第1項:要許可行為 → 物品販売・頒布、競技会・集会・展示会等の催事、募金・署名運動、ロケーション等)</p>			
基準の制定根拠	都市公園法第27条第1項、長野県都市公園条例第18条第1項			